令和８年（フ）第１６３１号
愛知県尾張旭市上の山町山畑3093番地１
債務者　白井　麻也
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９８号
名古屋市中川区運河通１丁目111番地の１
ＲＥＧＡＬＥＳＴささしま301号
債務者　井手　光輝
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４１号
名古屋市中川区北江町２丁目５番地の１　ヤマトマンション北江209号
債務者　吉田　　蓮
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７９号
愛知県東海市加木屋町２丁目52番地の１
アーデル加木屋１Ｂ
債務者　土井　晴隆
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８７号
愛知県小牧市大字二重堀638番地86　サンシャイン都築Ｂ201号
債務者　井手　康博
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９５号
名古屋市中村区東宿町３丁目29番地　ＣＡＳＡ　ＫＩＴＯ　Ｂ棟205号
債務者　小田　　喬
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９６号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　35号棟304号室
債務者　廣嶋　　清
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０２号
愛知県春日井市小木田町186番地　エクセル小木田203号
債務者　栗原　　作
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３３号
名古屋市瑞穂区北原町１丁目７番地の３
債務者　湯沢　明幸
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６１号
愛知県瀬戸市下陣屋町68番地の３
債務者　山崎　輝美
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６８号
愛知県瀬戸市泉町117番地　コーポサンライト304
債務者　糀谷　友代
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７９号
愛知県小牧市大字北外山1518番地
債務者　上野　正己
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７６号
三重県志摩市浜島町浜島3552番地　汐見成４団地77号
債務者　河村　久代
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第９１号
三重県鳥羽市安楽島町1412番地９
債務者　前田敬太郎
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第５５８号
埼玉県川越市大字大袋新田841番地２
債務者　古藤絵梨沙
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９４号
埼玉県狭山市新狭山２丁目16番地の38　エクレール狭山204号
債務者　福山美智子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０５号
埼玉県入間市大字寺竹562番地９
債務者　才田美枝子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部